

## ISO/TC207/SC4/WG5 第 7 回会合概要報告

期間：2015 年 12 月 14 日～18 日（18 日はワークショップ）

場所：SENAI CIMATEC（Salvador, Brasil）

参加者：

Benoit Desforges, Head, Horizontal Programs Section, Science and Technology Branch,  
Environment Canada（議長）

Rim Chaouy, Standardization project manager, AFNOR

Tim Hansen, Director, Energy & Environment, Southern Research, USA

Richard Allan, Research fellow, The James Hutton Institute, UK

Pierre Kerdoncuff, Engineer, Sustainable Production and Energy Division, French  
Environment and Energy Management Agency (ADEME), France

Izabela Ratman-Klosinska, International Business Manager, Institute for Ecology of  
Industrial Areas, Poland

Edisiene de Souza Correia, Coordinator of Environmental Technologies, SENAI  
CIMATEC, Brasil

宮下康彦：環境省総合環境政策局環境研究技術室

大野香代：一般社団法人産業環境管理協会 国際協力・技術センター 副所長（15 日まで）

渡辺泰介：(株)エックス都市研究所 国際コンサルティング事業本部主席研究員

菊原淳也：(株)エックス都市研究所 国際コンサルティング事業本部国際環境産業・インフラ  
推進チームチーム・リーダー（15 日より）

### 1. 会議の進行

1 日目、2 日目前半で本文を、2 日目後半、3 日目で Annex A-C（主に Annex C）を検討し、4 日目に、テキストの確認、さらなる修正を行った。5 日目は、ブラジル関係者を聴衆としてワークショップを開催した。

### 2. WG での議論のポイント（修正点を含む）

・ ISO 14034 のテキストが最終合意された。

・ 用語の統一

例：process, stage を使わず、procedure に

・ relevant alternative の定義

poor alternative が選ばれた場合の対応が必要との意見があり、out of date technology を使わないため、次のように定義を設定（3.3.8）。

定義 : *technology applied currently in similar situation as the environmental technology*

さらに Annex C に、relevant alternative の例が記載され、current best available technology、existing technologies on the market with similar functions、conventional technologies in a similar application or producing similar outputs、State of the art tech を使う。また、selection of alternative、申請された技術が completely new solution の場合についても記載された (C.5.2.1 (2) (e)) 。

・ significant environmental impacts and environmental added value

例が必要との議論があり、Annex C に、significant environmental impacts について求められる情報のスコープ、significant environmental impacts について relevant alternative との関係で求められる情報の例が記載された (C. 5.2.1 (2) (f)) 。

・ performance parameter

performance parameter と performance claim の違いが議論となり、Annex C に、performance parameter の例を追加することとなった (後から記載) (C. 5.2.1 (3)) 。

また、実証試験のパラメーターについての例も記載された (C. 5.3.1) 。

・ applicable regulatory requirement

想定するマーケットの regulatory requirement をどの程度記載するかが議論、となり、ケースバイケースであることから、if relevant を残すこととなった (5.2.1 6) ) 。

また、Annex C に、意図する適用と技術がターゲットとするマーケットに関連する requirement との説明が記載された (C.5.2.1 6) ) 。

・ flexibility

様々な flexibility が考えられる中で、原則として何を示すかが議論となり、specification of performance parameters and test methods における flexibility を示した。また、これが dialogue among applicant, verifies and interested parties を通じて達成されることを記載したことから、Participatory approach の項が削除された (4.1.5)

・ Reporting での申請者の受入確認

verification report に申請者のサインを求めることに反対の声があり、了解された (5.5) 。

また、申請者の受入確認方法が議論となり、Annex C で、実証ステートメント、実証レポートについて、申請者は、確認されたパフォーマンスを受け入れるか、技術の仕様等を変更し実証手続きを再び行うこと、とした (C. 5.5) 。

・技術の変更があった場合

実証機関が、申請者からの情報に基づき、実証ステートメント、実証レポートの有効性を決定することとされた（5.6.2）。

さらに、Annex C に、実証ステートメントが有効でないと判断する場合の例を記載した（C.5.6.2）

### 3. ワークショップ概要

日本を含む各国の ETV プログラムの説明、国際的な検討の経緯、ブラジルにおける観点などの説明があった。プレゼンテーションは、以下の通り。

- ・ ETV とは何か
- ・ 国別の ETV プログラム（米国、日本、EU、カナダ）
- ・ ISO 14034 の開発
- ・ ISO 14034 が以下に持続的な環境改善を支援するか（ブラジル標準機関の視点、ブラジル環境産業の視点）

### 4. 今後の動き

#### (1) ISO 文書

- ・ テキストの最終確認（12 月の WG 参加者で確認し、さらに WG 内で確認後、1 月中に ISO 事務局に提出）
- ・ FDIS の投票を行い、採択されれば発効（7 月見込み）

#### (2) 今後の検討

WG では議論の時間がなかったが、technical guideline（例えば、Annex C により具体的な例を入れる等、分かりやすくしたものを想定）、相互認証等について、国際的な検討のニーズが認識されており、当面は WG メンバーの非公式な議論を継続し、国際的に必要なアクションがまとまれば、次のステップを設定することとした。次のステップの場としては、①International Working Group (IWG)、②TC207 の下での活動等が考えられる。IWG は現行のままでは参加メンバーも限られるため適切ではないとの見方が大勢であるが、唯一の国際的なプラットフォームでもあることから、どのように検討をするかも含めて WG のコアメンバーを中心に議論することとなった。なお、ISO の最初の見直し（Systematic review）は、3 年後程度が想定されている。

（参考：議長 Benoit 氏との情報交換）

#### 1. ISO14034 発効後について

ISO 規格を作成しても、それを使用する手段を整備しないと絵に描いた餅である。是非 ISO14034 が各国で活用されるようにガイダンス規格（TS を含む）を WG5 で整備していきたい。（Benoit 氏の意見）

## 2. Mutual recognitionについて

・オプションとして、次が考えられる。複数のオプションを並行することも考えられる。

①IWGのメンバーを増やし、ガイドラインをドラフト。Convener（現在韓国）をアクティブなところがやる必要あり。

②TC207の下で、technical guidelineをタスクとして開始。プロポーザルが必要。

③Operatorのネットワークを形成

来年2月には検討を開始できるようにしたい。

・カナダと韓国との共同実証は、ケースバイケースで実施している。試験は片方の国のみで、あとはドキュメントだけの確認である。アメリカともパイロットを始めるところ。